

偉人名言集

「^{くら}学^{あやう}びて思^{あやう}わざればすなわち^{あやう}罔^{あやう}し、
思^{あやう}いて学^{あやう}ばざればすなわち^{あやう}殆^{あやう}し」

To study and not think is a waste.
To think and not study is dangerous.

この言葉は、「学んでも考えなければ、明確に理解した状態にならない。また、考えるだけで学ぶことがなければ、独断に陥り危険である」という意味です。そのまま暗記するのではなく、考えて活用することができこそ、知識をつけたといえるのではないのでしょうか。知識の活用方法を考え、アウトプットすることで、周りにより良い効果を与えられるようにしたいですね。

また、自分の中だけで思考していると、自然と視野が狭くなっていくかもしれません。周りとも共有することで、知識は深くなり、可能性もさらに広がっていきます。「共有すること」を、改めて意識してみてはいかがでしょうか。

INFORMATION 税理士法人よりお知らせ

ITコーディネータ登録しました

この度、ITコーディネータとして登録致しました。

ITコーディネータは、真に経営に役立つIT活用に向け、経営者の立場に立った助言・支援を行い、IT経営を実現するお手伝いを致します。

時代の潮流であるSaaS / クラウドー経営革新・業務改革ニーズに合致する戦略的なIT活用の推進を行ってまいりますので、業務フロー改善等をご検討されておりましたら、是非ご連絡下さい。



松下 拓也

ハワイで「投資家セミナー」開催

去る11月17日ホノルルのアラモアナホテルでハワイに財産所有されている方およびハワイに移住された方向けの税金セミナーを行いました。

日本と違い米国では相続時にプロベート（財産が凍結され管財人によって分配される制度）を経なければ名義書き換えできないため取得時の名義が重要となってきます。

会場では日米に財産を主有している方や日米に親族がいらっしゃる方からの日米両国の相続税にたいしての質問が数多くありました。





代表・税理士

内藤 克

数少ない所得税対策「個人版401K」デビュー

あけましておめでとうございます。いよいよ今年から個人版401Kこと個人型確定拠出年金の対象者が拡大されます。これは国や企業が将来の年金を保証する「確定給付型」から国民ひとりひとりがリスクをとりながら運用する「確定拠出型」への本格的な制度移行といえます。リスクをとるといっても株式や投資信託しかないというわけではなく「定期預金」もあるため運用というよりは「貯蓄で老後資金を準備したい」と思っている方にはもってこいの制度です。今回は老後資金の準備というよりは所得税対策としての「確定拠出年金」を考えてみます。

●支払い時の税務の取り扱い

個人年金保険とちがいで、支払額（上限年間816,000円）が全額所得控除となります。現在の小規模企業共済掛金と同じ扱いになります。運用を預金で行えば所得控除を受けながら預金できることとなります。たとえば年間所得1800万円超の方は税率ゾーンが5%に位置していますので、年間816,000円の拠出に対して448,800円の節税とな

ります。言い方をかえると816,000預金することによって448,800円還付されるため税効果を加味すると年間55%の利回り商品ということになります。

●受け取り時の取り扱い

60歳になると老齢給付金を受け取ることができますが、一時金で受け取ると「退職所得」扱いになります。退職所得＝（受取額－退職所得控除）×1/2となるので例えば支払い年数が20年の場合800万円までは税金がかからないこととなりますし、控除額を超えても1/2の部分に課税されるだけです。非常に有利です。また死亡による受け取りの場合は「相続税」の対象になりますが、こちらは死亡退職金扱いにはなりません。そのため他の財産とあわせて基礎控除（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を超えると税金がかかります。（ただし受取りが配偶者であれば1億6,000万円まではかかりません）

「確定拠出では運用が心配」という方も定期預金であれば心配ないはず。取り扱いは最寄りの金融機関でどうぞ。



司法書士

西田 誠

家族信託を考える

資産を持つ高齢者がもし認知症になったらどうなるでしょうか。一般的には認知症になると介護が必要になります。家族が介護をしますが、それには限界があります。そうすると老人ホームなどへの施設に入居する必要がでてきます。

そこで、自宅を売却して、老人ホームの入居費用を捻出しなければなりません。

しかし、本人が認知症になったときは、成年後見人の手続きを経ないと不動産の所有権移転はできなくなります。そうならないためには、どう準備したらいいでしょうか。

死は突然訪れます。通常は父親が亡くなると、母親が資産を相続し、母親が亡くなると子供達が相続するのが一般的な順番の流れです。その準備には遺言書が有効な手段ですが、そのほかはないのかと考えます。

そこで「家族信託」です。家族信託とは、正式に契約書を作って家族に財産の管理を任せることです。財産の所有者（委託者）が、信頼のおける家族（受託者）に財産を移転し、一定の目的のもと、受託者に信託財産の管理を

委任することです。

つぎに、賃貸用不動産をもつ父親が長男にその不動産管理を任せる例で、家族信託を考えます。

財産管理を委託する父親を「委託者」、任された長男を「受託者」と呼びます。そして、その賃料収入を受け取る者を「受益者」といいますが、通常は委託者である父親が同時に受益者になることが多いです。

それらで信託契約を締結し、管理目的やその内容を取り決めます。その場合、管理委託財産であるその賃貸用不動産の所有権を長男（受託者）名義に移転します。そして、信託契約の内容に基づいてその賃貸用不動産から生じる賃貸収入はすべて受託者である長男が管理することになり、信託口座の入出金もその信託契約を実行するうえでは自由になります。

しかし、不動産の名義を長男（受託者）に移転し、信託口座も長男（受託者）が管理をしていても賃料収入は父親（受益者）のものということは変わりません。父親に相続が発生した場合、その賃料収入は父親の相続財産だということになります。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

20周年を迎えて

今年で20周年を迎えることができました。平成9年に開業時には想像もしていませんでしたが、20年にわたるお客さまのご理解とご支援に感謝しております。当時の想いにはまだ至りませんが、今後も選ばれる社労士法人として前進することを誓いたいと考えています。

今年の労務関連のテーマとして、政府が推進している「働き方改革」への対応が挙げられます。「働き方改革」は働く人が将来に向けて期待が持てる労働環境にすること。具体的には①同一労働同一賃金の実現 ②賃金引き上げと労働生産性の向上 ③時間外労働の上限規制 ④人材流動化の支援 ⑤巡柔軟な働き方（テレワーク、兼業・副業等）⑥女性・若者が活躍しやすい環境整備 ⑦高齢者の就業促進 ⑧育児・介護と仕事の両立 ⑨外国人材の受け入れと9つのテーマで検討されています。

なかでも①同一労働同一賃金の実現 ②賃金引き上げと労働生産性の向上 ③時間外労働の上限規制については、昨年の大手広告代理店を始めとする過労死、過重労働問題により世間の関心は高まっており、国を挙げての課

題となっています。労働時間の削減は現実的に難しいとの声も聞かれますが、できない理由よりもできる方法を検討し、それをイメージすることが重要です。

また、今年から本格的に「マイナンバー制度」の運用が始まります。これに伴い行政手続きのフローが変更され、電子申請の運用が加速していくものと思われます。

経営者の皆様や人事労務に携わる方にとっては近年にないほど忙しく、また重要な一年となるでしょう。

弊社でもお客様にこれらの課題に円滑に対応できるように「監査による課題抽出」や「電子申請100%実現」に向けたプロジェクトを発足し活動を開始します。お客さまにとって最高の成果につなげられるよう、そして3年後、5年後を見越した未来志向のお手伝いができるようスタッフ一丸となって取り組んでいきます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



NPO法人 遺言相続リーガルネットワーク 事務局長

インテグラル法律事務所 パートナー弁護士

長家 広明

社長が急死されました! その時、会社は?!

小さな建設会社のオーナー社長Aさんは、ある日、急性心筋梗塞で突然亡くなってしまいました。会社の代表者である社長が居なくなってしまうと、会社は取引先と契約をすることすらできなくなってしまいます。Aさんの会社が工事の発注を受けるためには、発注者との間で請負契約を締結しなければなりません。そのためにも、まず、新たな社長を決めなければならないのです。

代表取締役である社長は、取締役会が設置されている通常の株式会社の場合、取締役会を開き取締役の多数で決議して選任されることとなります。ところが、小さなオーナー会社の場合、残された社長の奥さんも会社の従業員もよく知らない人が取締役として登記されているというケースも少なくありません。会社の登記簿には平取締役の住所は記載されていませんから、登記簿を見ても連絡先すら分からないということになってしまいます。このような場合は、まず、取締役を選びなおす必要があります。

取締役の選任については、株式会社の場合、株主総会を開いて株主の多数決によって選任することになります。

そして、株主総会を開くためには、まず会社の株式を保有している人をすべて特定する必要があります。この点、オーナー会社であっても、会社設立の際に知人に少数の株式を引き受けてもらっているようなケースもあります。こういった株主の名前や連絡先は会社の登記簿には出てきませんから、誰が株主になっているかを特定したり、これらの方々や連絡をとったりすることは結構面倒だったりすることもあります。

さらに、株式を相続した相続人の間に意見の対立がある場合は、裁判所に職務代行者選任の仮処分を申し立てることが必要になるケースもあります。会社の経営者たるもの、日頃から万一の場合に備えて、十分準備しておく必要があります。

■ 新入社員紹介

北澤 里奈 (税理士法人)



Q1. 入社のきっかけを教えてください

前職で会計事務所について学んだのをきっかけに、この業界で働くことに興味を持ちました。堅い業界だと考えておりましたが、サービス業としてお客様と向き合うことを大切にしたい自己理念に合う会社だと感じ、入社を決めました。

Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

学生時代は、経営学や会計学を専攻しておりました。大学卒業後はコンサルタント会社に入社し、主にコンサルタントのサポート業務に携わっておりました。

Q3. 座右の銘を教えてください

冬来たりなば、春遠からじ

Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

業界未経験かつ社会人経験も浅く、何かと至らぬ点が多々あるかもしれませんが、自分らしくひとつひとつ着実に成長していきたいと思っております！皆様ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

楓 愛 (税理士法人)



Q1. 入社のきっかけを教えてください

広く他業界を見てきた上で、改めて専門性を高めたいと思い、この業界に戻ってきました。どんな業界、会社であっても税務会計は切っても切り離せないものであり、選択によっては大きな影響を与えるものだということを実感してきました。過去の報告としての申告業務だけでなく、未来を見据えた攻めの税務をしたいと思志望しました。

Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

税理士法人スタッフ、MR (医薬品メーカーの営業)、不動産投資会社のサポート業務を経験してきました。直近の不動産投資会社では、事業投資も行っており2社のM&Aにも携わりました。

Q3. 座右の銘を教えてください

一期一会

Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

営業経験や事業会社での経験を活かし、アーク&パートナーズの一員として尽力したいと思います。お客様から頼りにされる存在になれるよう努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

小川 勇人 (税理士法人)



Q1. 入社のきっかけを教えてください

企業経営者の様々な悩みに対して、顧客目線で真剣に取り組む事務所の姿勢に感銘を受けたからです。前職を経て、お客様に対して財務を中心にコンサルティング営業に取り組みたいと考えておりました。その中で、専門性を身につけられる会計業界、特にアーク&パートナーズはお客様に対して真摯に、そして積極的に向かい合う事務所だと感じたので、入社を決めました。

Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

前職では保険会社で七年間代理店営業をしておりました。仙台で六年、東京で一年勤務しておりましたので、震災も経験しました。東北は自分の第二の故郷だと思っております。前職では、お客様に寄り添いながら潜在化している顧客の悩みを顕在化し、一緒に解決をしていくことが業務の中心でした。具体的には、代理店に対する研修会の企画・実施、新規開拓業務、顧客への保険提案等に従事しておりました。

Q3. 座右の銘を教えてください

何とかなる。絶対にもうまくいく。

Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

会計業界は未経験となりますが、弊社では社内の研修や勉強会も定期的を実施されているため、自分次第で早く成長できるように感じます。環境は非常に充実しているの、あとは早く戦力になれるように一日一日を大切に頑張りたいと思います！

富 亜紗美 (社労士法人)



Q1. 入社のきっかけを教えてください

企業経営において重要な要素として、「ヒト・モノ・カネ」と言われますが、その根幹ともいえる「ヒト」の面における経営課題を解決していくことでその企業のお役に立ちたいと考え社労士を目指しました。そのなかで、「懐刀」という企業理念に大変共感し、経営者の方に寄り添い、経営者の方から信頼される社労士を目指したく入社を決めました。

Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

大学時代は現代社会学を専攻しており、卒業後は銀行に入社しました。銀行では個人預金を中心に担当していましたが、企業をサポートする仕事に興味をもち企業信用調査会社へ転職し、調査員の営業サポートや新卒採用を行っておりました。

Q3. 座右の銘を教えてください

合縁奇縁

Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

まずは、日々の手続き業務と給与計算を通じて知識と経験を積み上げていくことで、社労士としての基礎力を身に付けていきたいと考えています。そして、お客様からのさまざまなお問い合わせにも的確にお応えできる社労士となるために精進してまいります。まだまだ未熟者ですが、焦らず1歩1歩、成長したいと思いますので、今後とも宜しくお願い致します。

白石 達也 (社労士法人)



Q1. 入社のきっかけを教えてください

社労士の資格を十分に活かせる環境で働きたい、この業界に転職しようと思ったのがきっかけです。また、面接に伺った際に、みなさんの人柄に惹かれ、ここで働きたいと本気で思えたことが大きいです。

Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

大学は法学部法律学科専攻で、大学3年から3年間程、法律を中心とした資格の取得に邁進しました。卒業後は人材派遣会社、自動車部品用品卸売会社にて給与や社会保険をメインとした人事総務の業務に携わっていました。

Q3. 座右の銘を教えてください

Believe in myself

Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

企業人事で経験したことを活かし、社労士の立場からより良い方向に会社を導いていけたらと考えています。まだ自分で満足の行く活躍とは程遠い状況ではありますが、一日でも早く、貢献できるように頑張ります。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
 税理士法人 TEL: 03-6551-2535/FAX: 03-6551-2534
 社労士法人 TEL: 03-6551-2540/FAX: 03-6551-2541
 司法書士事務所 TEL: 03-6551-2533/FAX: 03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>



税理士法人・社労士法人はFacebookにて最新情報をお届けしております。

お待ちしています♪